

## 議員提出議案一覧表（意見書）

### 議員提出議案第12号

#### 森友・加計学園問題の真相究明を求める意見書（否決）

学校法人森友学園への国有地売却に絡む公文書の改ざんや交渉記録の廃棄、国会での虚偽答弁などについて財務省が発表した内部調査報告書は、国民が納得できるものではない。当該調査報告は、改ざん当時の理財局長だった佐川宣寿前国税庁長官が政治家関係者に関する記載について「外に出すべきではない」と改ざんの方向性を「決定づけた」と認定している。安倍晋三首相の「私や妻が（国有地売却に）関係していたということになれば、総理も国会議員も辞める」という国会答弁後、首相の妻である昭恵氏の名前が入った文書の確認や政治関係者との応接録の廃棄が始まった経緯が明らかとなった。佐川氏や昭恵氏らの国会への証人喚問により真相解明することは不可欠であり、改ざんや隠蔽、虚偽答弁で国民主権や議会制民主主義を踏みにじってきた首相も財務省の責任も重大である。

さらに、安倍首相自身が「腹心の友」と呼ぶ人物が理事長を務める学校法人加計学園の問題について、「国家戦略特別区域諮問会議」の議長を務める安倍首相が深く関与し、内閣官房を初め、加計学園ありきで獣医学部新設が進められた疑惑がますます深まっている。本来、公平・公正・透明でなければならない行政がゆがめられ、国政が私物化された疑惑は、再調査だけでなく、証人喚問などにより国会での真相究明が不可欠である。

安倍首相は「丁寧に説明する」としていたが、国民に対する政府の説明は不十分であり、問題は何ら解決しておらず、国民は全く納得していない。疑惑の徹底的な解明なくして、国民の政治不信は一層高まり、議会制民主主義そのものが崩壊しかねない状況となるのではと危惧せざるを得ない。

よって、国会及び政府においては、森友学園への国有地売却と加計学園における獣医学部新設に関する事実関係を明らかにし、国民に対する説明責任を果たすよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

---

### 議員提出議案第13号

#### 旧優生保護法による不妊手術等の被害者救済を求める意見書（可決）

昭和23年に施行された旧優生保護法（以下「旧法」という。）は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていたが、同法は平成8年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らは約2万5000人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6475人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

よって、国においては、以下の事項を確実に実施することを強く要望する。

記

- 1 速やかに旧法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 都道府県の所有する「優生保護法審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。あわせて、個人を特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集するよう努めること。
- 3 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

---

## 議員提出議案第14号

### 地域材の利用拡大推進を求める意見書（可決）

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山林に広がる豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要である。

このため、「新たな森林管理システム」のもとで意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化し、木材を低コストで安定供給をするための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用拡大のための施設整備など、川上から川下までの取り組みを総合的に推進する必要がある。

また、低層公共建築物の6割以上を占める民間部門が主導する公共建築物の木造化・木質化や、「地域内エコシステム」構築による木質バイオマス等のエネルギー利用などを進める必要がある。

よって、政府においては、下記の項目を実現するよう強く要望する。

#### 記

- 1 公共建築物の木造化・内装木質化への森林環境譲与税（仮称）の活用にあたって、地方公共団体における基金化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取り組みが円滑に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。
- 2 公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取り組みを推進すること。
- 3 中高層、中大規模の木造公共建築物が都市部を含めて普及されるよう、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材に関する技術開発や人材育成に対する支援の拡充を図ること。
- 4 病院や介護施設、保育園、学校等を経営する民間事業者が、施設整備にあたって、木材を積極的に利用するようになることが重要であることから、木材が持つ調湿機能やリラックス効果、衝撃吸収性などの特性を周知するとともに、それぞれの施設における効果的で望ましい木材利用のあり方について経営者、設計者、デザイナー、施工者等が参画して検討・検証を行う取り組みを進めること。
- 5 木材製品を安定的・効率的に供給するために、木材加工流通施設を整備するとともに、木材利用を拡大するために、発電利用や熱利用で活用できる木質バイオマス利用促進施設を整備し、木材産業の競争力強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

---

## 議員提出議案第15号

### 日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書（可決）

日本年金機構がデータ入力を委託した株式会社SAY企画の入力漏れと入力誤りにより、年金の本年2月支払い時の源泉徴収税額に誤りが発生した。しかも、当事業者は契約違反である再委託まで行っていた。同機構は平成27年5月にもサイバー攻撃を受けて個人情報の流出問題を起こしている。

膨大な個人情報を管理する同機構が2度にわたって情報管理における問題を引き起こしたことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損なう重大な問題である。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない同機構は、信頼回復のために情報セキュリティー対策を抜本的に見直すべきである。

よって、国においては、同機構を指導監督する立場にあることから、同機構に対し、下記の事項について厳しく指導監督するよう要望する。

#### 記

- 1 外部有識者の調査組織により本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
- 2 委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。
- 3 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護のあり方を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

---

## 議員提出議案第16号

### 安倍政権の疑惑・不祥事に対する真相究明及び責任追及を求める意見書（否決）

改ざん、隠蔽、データ捏造、虚偽答弁、シビリアンコントロールの崩壊、セクハラなど、政府と国会、国民との関係は言語道断の異常事態を迎えている。

学校法人森友学園への国有地売却をめぐる財務省決裁文書の改ざんは、民主主義の根幹を揺るがす事態であり、安倍昭恵総理夫人を初めとする関係者の証人喚問は不可欠である。学校法人加計学園については、「首相案件」として首相官邸から圧力がかかり、行政がゆがめられた問題であるとされ、安倍総理の「腹心の友」である加計孝太郎理事長を初めとする関係者の証人喚問は不可欠である。

自衛隊の日報問題では、昨年には調査を指示しても出てこなかった日報が防衛省内に保管されていたことがわかり、隠蔽が発覚した。また、幹部自衛官が野党議員に対し暴言を浴びせた問題も発覚し、シビリアンコントロールが崩壊している。

福田淳一前財務事務次官のセクハラ問題では、麻生副総理兼財務相が被害女性に名乗り出るよう求めるなど言語道断であり、また、「はめられて訴えられている」との発言は、第2のセクハラ、人権侵害になりかねない発言である。

さらに、厚生労働省による「働き方改革」関連法案をめぐる裁量労働制に関するデータ捏造や野村不動産株式会社での男性社員の過労自殺をめぐる情報隠蔽、文部科学省による前川喜平前文部科学事務次官の授業内容への「介入」問題など、安倍政権において次々と発覚する疑惑・不祥事は、もはや政権の末期症状である。

よって、国会及び政府において、安倍政権における疑惑・不祥事に対する真相究明を速やかに行うと

ともに、安倍総理を初めとする任命権者の責任を厳しく追及するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

---

#### 議員提出議案第17号

### 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の 処遇改善と雇用安定に関する意見書（可決）

2016年に実施した総務省の調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、今や自治体職員のおよそ3人に1人が臨時・非常勤職員である。職種は、行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務についており、地方行政の重要な担い手となっている。

こうした状況を受け、2017年5月11日には地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立し、新たに会計年度任用職員制度が導入されるなど、非常勤職員が法的に位置づけられるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められている。

については、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 自治体において地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
- 2 非正規労働者の格差是正を求める同一労働同一賃金の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働の趣旨を会計年度任用職員に適用させるよう、法整備を図ること。
- 3 会計年度任用職員に勤勉手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法の規定を改正すること。
- 4 会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

---